

令和4年10月11日

協議会意見とりまとめにおける「おおむね水深20m以浅の範囲で別途設定する海域」の設定について

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会事務局
〔 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課
新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課 〕

令和4年6月20日付で制定した「新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ」において、本文中3.(3)②で別途設定することとしている海域の範囲について、区域内で操業する関係漁業者と調整を行い、協議会構成員に確認を行った結果、同範囲を以下のとおり定めることとする。

記

1. 協議会意見とりまとめの該当箇所

3. 留意事項

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

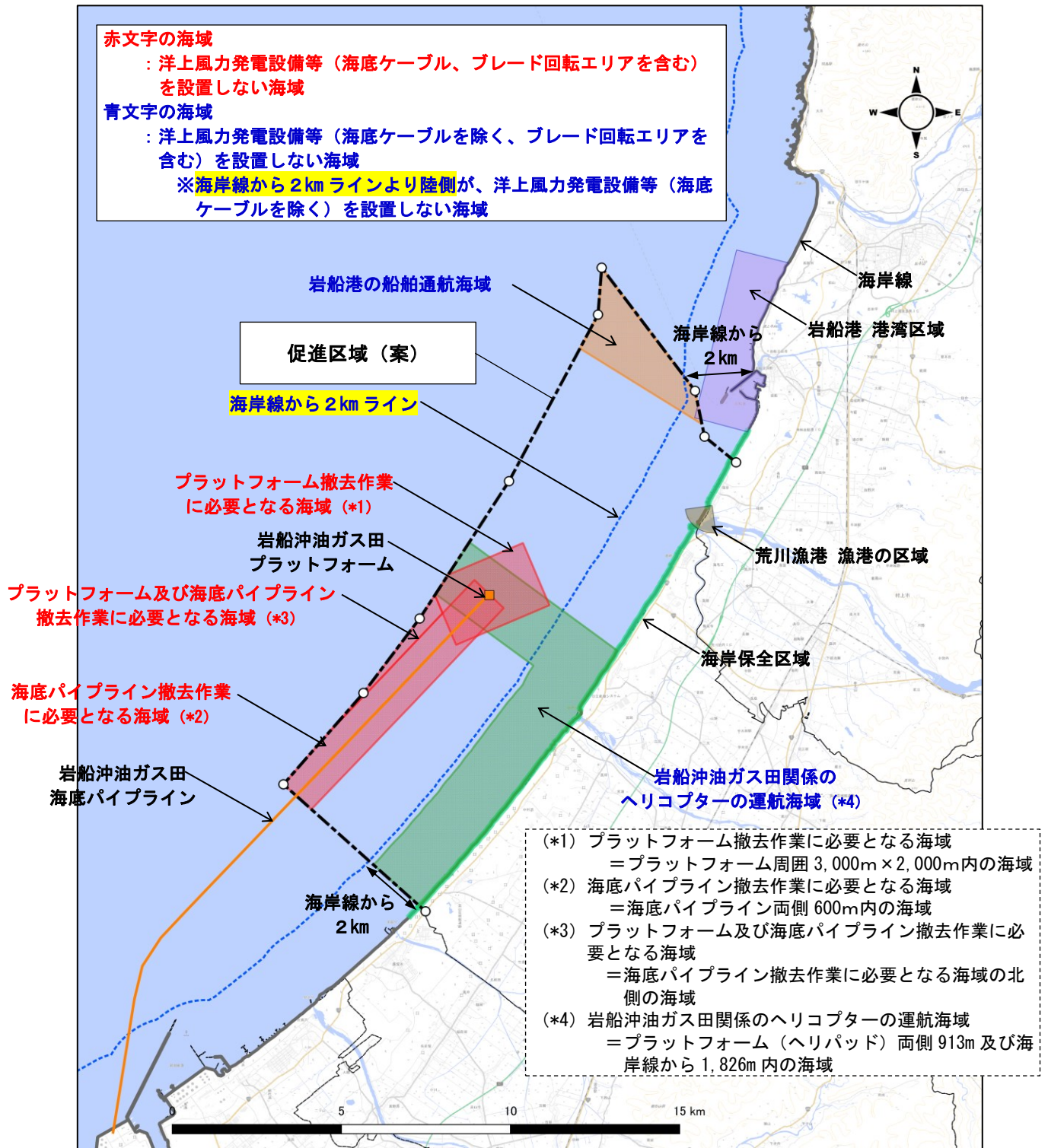
②漁業との共存共栄の理念を実現するために、促進区域は海岸から3海里以内としたうえで、選定事業者は、促進区域内のおおむね水深20m以浅ないしはおおむね水深20m以浅の範囲で別途設定する海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないように、地下埋設を行う等、設置方式を配慮すること。

2. 設定する海域の範囲

別紙に示す海岸線から2kmラインより陸側の海域

(協議会意見とりまとめの別紙2に該当)

発電設備等の設置に制約が生じる範囲



※海岸線は国土数値情報（国土交通省 平成18年度時点）、左記以外は新潟県提供資料に基づき作成。

※港湾区域、漁港の区域は、(1)～(10)及び陸岸で囲まれる海域の内に設定されている区域のみを記載。

※海岸保全区域は、(1)～(10)及び陸岸で囲まれる海域の内に設定されている区域（左記海域外の隣接部の区域も含む）のみを記載。